



## JALグループ、2017年3月1日～3月25日搭乗分 「特便割引」を届出

2016年11月22日  
第16226号

JALグループは、2017年3月1日～3月25日ご搭乗分「特便割引」の設定を決定し、本日、国土交通省へ届出しました。

各運賃の設定の概要は以下のとおりです。

### 1. 「特便割引1・3・7」の設定

- (1) 設定期間： 2017年3月1日(水)～3月25日(土)ご搭乗分
- (2) 設定便・運賃： 別紙運賃表をご参照ください。
- (3) ご利用条件・取消手数料：  
JALホームページをご参照ください。URL: <http://www.jal.co.jp/dom/fare/rule/>

### 2. 「特便割引21」の設定

- (1) 設定期間： 2017年3月1日(水)～3月25日(土)ご搭乗分
- (2) 設定便・運賃： 別紙運賃表をご参照ください。
- (3) ご利用条件・取消手数料：  
JALホームページをご参照ください。URL: <http://www.jal.co.jp/dom/fare/rule/>

以上

◇東京(羽田・成田)、名古屋(中部)、北九州発着路線は、航空券ご購入の際に「旅客施設使用料」を航空運賃とともに空港ビル会社に代わって申し受けます。  
料金額(1区間あたり) ( )は小児  
羽田:290円(140円)、成田:440円(220円)、中部:310円(150円)、北九州:100円(50円)